

【2026年8月19日発行】

■■ 人事労務マガジン／特集第247号 ■■

【目次】

- 1.ハラスメント事案解決のための専門家派遣を行っています
- 2.女性の活躍推進に取り組むご担当者さま向けコンサルティング支援のご案内
- 3.高度外国人材活躍推進コーディネーターによる伴走型支援のご案内
- 4.派遣労働者を受け入れる派遣先企業向けセミナー開催（同一労働同一賃金等）
- 5.派遣労働者を受け入れる派遣先企業向けセミナー開催（適正な受け入れや育成）
- 6.第2回「団体等検定制度についての出張相談会」を開催します

【トピック 1】ハラスメント事案解決のための専門家派遣を行っています

厚生労働省は、ハラスメント事案が生じた企業等からの相談に応じて、企業の労務管理に精通する専門家（社会保険労務士）を無料で派遣し、速やかに解決するための対応策を助言しています。オンラインでの対応も可能ですのでご活用ください。

【お問い合わせ・お申し込み】

令和8年度厚生労働省ハラスメント事案解決のための伴走型支援及び事例集の普及事業事務局（事業受託会社 株式会社東京リーガルマインド）

電話：0120－997－923（平日 9:00～18:00）

<https://harassment-jian-banso.mhlw.go.jp/>

【トピック 2】女性の活躍推進に取り組むご担当者向けコンサルティング支援のご案内

厚生労働省は、特に中小企業の皆さまを対象として、女性活躍推進法の改正（令和8年4月施行）に伴い、常用労働者101人以上の企業に情報公表の義務が課された「男女間賃金差異」「女性管理職比率」の算出・分析のほか、一般事業主行動計画の策定、えるぼし認定の取得など、社内の状況に応じ、社会保険労務士等の専門家による無料コンサルティング支援を実施しています。

社内の女性活躍推進のために、まずは相談からお気軽にご活用ください。

【詳細・お申し込み】

令和 8 年度民間企業における女性活躍促進事業 特設サイト

<https://joseikatsuyaku.mhlw.go.jp/expert/>

【コンサルティング支援の概要】

- ・ 費用:無料
- ・ 対象企業:業種・規模問わず募集
- ・ 実施期間:令和 9 年 2 月まで
- ・ 実施内容:1 企業に対して原則 3 回までのコンサルティングを実施(上限 4 回)。
- ・ 実施形式:企業への訪問またはオンライン

【お問い合わせ先】

「令和 8 年度民間企業における女性活躍促進事業」事務局

(委託先:株式会社三菱総合研究所 組織・人材戦略本部)

Mail:info-jyokatsu@mri.co.jp

【トピック 3】高度外国人材活躍推進コーディネーターによる伴走型支援のご案内

ジェットロでは、高度外国人材採用に取り組んでいる、これから取り組みたい企業の皆さまに対する支援を行っています。

「海外への販路拡大のため外国人材を採用したい」、「せっかく育成した外国人材に長く働いてほしい」、「日本語でのコミュニケーションに不安を感じている」、「在留資格の更新や入管の最新情報を入手したい」、「自社にふさわしい人材の見極め方をアドバイスしてほしい」など、さまざまなニーズに寄り添ったご支援を提供しています。

ご関心をお持ちの方は、下記お問い合わせフォームからお気軽にお問い合わせください。オンライン面談で、詳細をご説明させていただくことも可能です。

【詳細はこちら】

「高度外国人材活躍推進コーディネーターによる伴走型支援」

<https://www.jetro.go.jp/services/bansogata.html>

【サービス詳細・お申し込み】

募集期間：現在募集中（定数に達し次第締め切り）

支援対象：高度外国人材の採用・育成・定着を通じてビジネスの拡大をめざす企業

【お問い合わせ】

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ） 知的資産部高度外国人材課

Tel: 03-3582-4941

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/bdd/contact1>

【トピック 4】派遣労働者を受け入れる派遣先企業向けセミナー開催
（同一労働同一賃金等）

厚生労働省は、派遣労働者を受け入れる派遣先企業を対象に、今年10月1日から改正される労働者派遣法施行規則、「同一労働同一賃金ガイドライン」、派遣元指針、派遣先指針の内容を含む、派遣労働者の同一労働同一賃金への対応と派遣労働者を「育てて活かす」ためのポイントを解説するセミナーを開催します。

本セミナーは、制度の基本的な法的知識のほか、具体的な対応のポイント等を分かりやすく解説する内容となっています。

本セミナーの受講を通じて、派遣労働者の同一労働同一賃金について正しく理解・認識いただくことで、適正な業務遂行やトラブル防止、派遣元事業主との円滑な連携にお役立ていただけます。オンライン参加も可能ですので、ぜひこの機会にご参加ください。

【詳細・お申し込み】

派遣労働者の公正な待遇確保等推進事業 特設サイト

<https://hakensakiseminar.mhlw.go.jp/>

【開催日時・場所】

<オンラインセミナー>

令和8年9月7日(月) 14:00～16:00

<会場セミナー(対面&オンライン配信)>

東京会場:令和 8 年 10 月 9 日(金) 14:00~16:00

※会場の対面参加は先着 80 名です。

※費用は無料です。

※オンライン配信は、Webex の使用を予定しています。

※各回セミナー内容は同じです。

【対象者】

- ・ 派遣先事業主(派遣労働者を受け入れている企業の事業主)
- ・ 現在、派遣先責任者として選任されている、選任される予定の方
- ・ 派遣労働者を受け入れている企業の人事・労務・派遣管理担当者
- ・ 派遣労働者の受け入れを検討している企業の方
- ・ 労働者派遣事業に関する知識を習得したい方、理解を深めたい方 等

【開催内容(予定)】

- ・ 派遣労働者の同一労働同一賃金の概要
- ・ 派遣労働者の同一労働同一賃金に関する令和 8 年 10 月改正の内容と派遣先の対応のポイント
- ・ 派遣労働者の同一労働同一賃金に関する派遣元の実施事項と派遣先の対応のポイント
- ・ 受け入れた派遣労働者を「育てて活かす」ための取り組み
- ・ 質疑応答

【お問い合わせ】

令和8年度厚生労働省委託事業「派遣労働者の公正な待遇確保等推進事業」事務局
(委託先:PwCコンサルティング合同会社)

TEL:03-6257-0568

Mail:jp_cons_mhlw_hakensaki_seminar-mbx@pwc.com

【トピック 5】派遣労働者を受け入れる派遣先企業向けセミナー開催
(適正な受け入れや育成)

厚生労働省は、派遣労働者の受け入れにあたって派遣先に求められる対応や実務上の留意点、派遣労働者を「育てて活かす」ためのポイントについて解説するセミナーを開催します。

本セミナーは、制度の基本的な法的知識のほか、具体的な指導監督の例、調査結果に加え、受け入れた派遣労働者を育成するための取り組みを分かりやすく解説する内容となっています。

※派遣労働者の受け入れにあたって派遣先に求められる対応や実務上の留意点の内容は、令和7年度に実施した「派遣労働者を受け入れる派遣先企業向けセミナー～派遣労働者を受け入れる際の労働者派遣法と実務上のポイント解説～」と同様の内容となります。

本セミナーの受講を通じて、労働者派遣法の正しい理解や、認識をすることで、適正な業務遂行やトラブル防止、派遣労働者のさらなる受け入れと育成にお役立ていただけます。

オンライン参加も可能ですので、ぜひこの機会にご参加ください。

【詳細・お申し込み】

派遣労働者の公正な待遇確保等推進事業 特設サイト

<https://hakensakiseminar.mhlw.go.jp/>

【開催日時・場所】

<オンラインセミナー>

令和8年9月29日(火) 14:00～16:00

<会場セミナー(対面&オンライン配信)>

大阪会場:令和8年10月13日(火) 14:00～16:00

※会場の対面参加は先着80名です。

※費用は無料です。

※オンライン配信は、Webexの使用を予定しています。

※各回セミナー内容は同じです。

【対象の方】

- ・派遣先事業主(派遣労働者を受け入れている企業の事業主)
- ・現在、派遣先責任者として選任されている、選任される予定の方
- ・派遣労働者を受け入れている企業の人事・労務・派遣管理担当者
- ・派遣労働者の受け入れを検討している企業の方
- ・労働者派遣事業に関する知識を習得したい方、理解を深めたい方等

【開催内容(予定)】

- ・労働者派遣制度等の概要

- ・ 労働者派遣法や関連する指針等の概要、指導監督状況
- ・ 派遣労働者を受け入れる際に押さえるべきポイント
- ・ 派遣労働者を受け入れるにあたって押さえるべきポイントについて、法令や、指導監督例、関連情報
- ・ 受け入れた派遣労働者を「育てて活かす」ための取り組み
- ・ 質疑応答

【お問い合わせ】

令和 8 年度厚生労働省委託事業「派遣労働者の公正な待遇確保等推進事業」事務局

(委託先:PwC コンサルティング合同会社)

TEL:03-6257-0568

Mail:jp_cons_mhlw_hakensaki_seminar-mbx@pwc.com

【トピック 6】第 2 回「団体等検定制度についての出張相談会」を開催します

厚生労働省は、9 月 2 日に、令和 8 年度第 2 回「団体等検定制度についての出張相談会」をオンライン(ウェビナー)併用で開催します。【事前申し込み制・参加無料】

「団体等検定制度」は、民間の団体や企業が独自に行う検定のうち、一定の基準を満たすものを厚生労働大臣が認定する制度です。

この相談会では、独自に労働者の職業能力検定を実施している、または、これから新たに検定制度の立ち上げを検討している企業・団体を対象に、「団体等検定制度」の概要に加え、検定制度の立ち上げ方、試験基準の策定手順など、具体的な検定制度の創設支援等の個別相談を受け付けます。なお、当日の相談枠には限りがあります。別日の相談を希望する場合は、出張相談会終了後に日程調整をします。

制度に関心のある方は、ぜひご参加ください。

今回の相談会は、令和 8 年度に実施を予定している全 5 回の第 2 回目です。

次回は 10 月頃の開催を予定しています。

【開催日時】

令和 8 年 9 月 2 日(水) 14:00～16:00

【開催場所】

ホテルグランドヒル市ヶ谷 西館 3 階（東京都新宿区市谷本村町 4-1）

※オンライン併用

【お申し込み】

<https://forms.cloud.microsoft/r/3wFmQ1XExN>

【詳細はこちら】

「令和 8 年度第 2 回「団体等検定制度についての出張相談会」を開催します」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_74944.html

▽▼厚生労働省 SNS と WEB マガジンのご案内▲△

厚生労働省(広報室)では、5 つの公式 SNS アカウントと昨年新たに立ち上げた WEB マガジン
を運用しています。

健康・医療、福祉・介護、雇用・労働、年金など、皆さまの暮らしを支えるさまざまな情報をお届け
しているので、ぜひフォロー等お願いいたします。

【X】

<https://x.com/mhlwtwitter>

【Facebook】

<https://www.facebook.com/mhlw.japan>

【note】

<https://mhlw-communication-gov.note.jp/>

【YouTube】

<https://www.youtube.com/user/MHLWchannel>

【LINE】

<https://lin.ee/K4aJjUi>

【WEB マガジン】

https://www.mhlw.go.jp/web_magazine/